

## 告 示

### 埼玉県告示第九百八十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十九年九月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 許可番号

第二〇一六一―一五―一号

#### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県久喜市下清久字屋敷前二百八十番一 外 二十五筆

#### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千三百七十立方メートル